

平成 26 年度救急業務のあり方に関する検討会（第 1 回）

次 第

日 時：平成 26 年 7 月 16 日（水） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：三番町共用会議所

1. 開 会

2. 挨拶 消防庁次長

3. 委員紹介

4. 座長選出

5. 議 事

（1）本年度の検討の進め方について

（2）プレゼンテーション

ア．消防と医療の連携について

イ．救急業務の高度化について

ウ．予防救急の推進について

（3）その他

6. 閉 会

【配布資料】

資料 1 「今年度の検討の進め方」

資料 2 「地域包括ケア時代にふさわしい救急連携の在り方」
あおぞら診療所院長 川越 正平 氏

資料 3 「埼玉県救急医療情報システム」
埼玉県保健医療部医療整備課長 小野寺 亘 氏
埼玉県危機管理防災部消防防災課主査 武井 秀文 氏

資料 4 「救急統計から見られる「予防救急」の重要性」
大阪市消防局救急部救急課救急施策担当課長代理 林田 純人 氏

平成 26 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

(開 催)

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目 的)

第 2 条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した委員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(ワーキンググループ)

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの委員は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとするが延長を妨げないものとする。

(運 営)

第 6 条 検討会及びWGの運営は、救急企画室が行う。

(委 任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他WGに関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 2 日から施行する。

平成 26 年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿

(五十音順)

- 浅 利 靖 (北里大学医学部救命救急医学教授)
- 阿 真 京 子 (一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会)
- 有 賀 徹 (昭和大学病院院長)
- 石 井 正 三 (日本医師会常任理事)
- 大 島 光 由 (札幌市消防局警防部長)
- 加 藤 亮 (山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急主幹)
- 城 戸 秀 行 (大阪市消防局救急部長)
- 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)
- 迫 田 朋 子 (NHK 制作局第 1 制作センター文化・福祉番組部エグゼクティブ・ディレクター)
- 佐 藤 雄一郎 (東京学芸大学社会科学講座准教授)
- 島 崎 修 次 (国土舘大学大学院救急システム研究科長)
- 鈴 川 正 之 (自治医科大学救急医学講座教授)
- 田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)
- 松 川 茂 夫 (東京消防庁救急部長)
- 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 山 本 保 博 (東和病院院長)
- 横 田 順一郎 (市立堺病院副院長)
- 横 田 裕 行 (日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授)
- 渡 辺 顕一郎 (奈良県医療政策部長)

(オブザーバー)

- 北 波 孝 (厚生労働省医政局地域医療計画課長)